

改正自賠法等の附帯決議に係る対応（あり方懇談会）について

平成19年1月

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書

1. 本懇談会の趣旨

H13

平成13年自賠法等改正により、自賠責保険に係る政府再保険制度が廃止になり、それまで累積された政府再保険に係る運用益の一部を基金とし、「被害者救済」と「事故発生防止」からなる『自動車事故対策事業』を行うことが法定化された。

同改正に際し、衆・参両院の附帯決議により、改正後5年以内に『自動車事故対策事業』の見直しを行うことが政府に求められた。

H18

有識者による「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において、集中的に見直しの議論が行われた。（H18 3月～6月）

2. 救済対策における主な課題

1 重度後遺障害者に対する専門的な治療・看護の不足

○ 交通事故による重度後遺障害者は、病院や福祉施設による受入れが不足しており、被害者家族が在宅介護せざるを得ない場合が多い。

○ 交通事故による遷延性意識障害者では、自賠制度による療護センター（千葉・岡山・中部・東北の4か所）で回復に向けた治療・看護ニーズが高いが、自宅から遠い等の理由で、家族が入院申請を断念する場合が多い。

2 被害者家族における情報の不足

○ 被害者家族は、事故直後だけでなく、事故から一定期間が経過しても、必要とする情報や適切な情報入手先を把握できない場合が多い。

3 被害者に係る損害賠償の保障の向上の余地

○ 交通事故に起因する高次脳機能障害（記憶力・判断力の低下などの「認知障害」、攻撃性などの「人格障害」）について、事故直後に画像診断では所見がないなどを理由として、現行の認定システムで認定されない場合がある。

○ 政府保障事業では、自賠責保険と異なる運用（過失相殺の方法等）を一部行っており、これらのあり方につき従来より議論がある。

3. 今後の被害者救済対策の見直しの方向性

1. 交通事故による重度後遺障害者が専門的な治療・看護を受けられる機会の確保

①既存の療護センターの効率的・積極的な活用

効率的治療による入院期間の短縮、療護センターの認知度向上、講演や研修を通じた治療・看護技術の普及・拡大による、既存の療護センターの更なる活用。

②療護センター機能の委託

遷延性意識障害者の回復に向けた専門的治療を行う意欲のある一般病院に長期入院受入れ、専用病床等確保に基づく療護センター機能を委託。

③短期入院協力病院の拡充

短期入院受入れ可能な一般病院等に対する「短期入院協力病院」指定を増やし、各都道府県に1以上確保(現在全国で32箇所)。

④介護料の支給対象品目等の見直し

介護料の支給対象品目、支給要件等を介護料受給者のニーズに対応できるよう見直し。

2. 被害者や家族が必要十分な心のケア・情報提供を受けられることができる環境の整備

①関係機関等との連携体制の構築

国土交通省が中心となり、市町村、警察、救急病院や、医師会、弁護士会等との連携を強化。

②独立行政法人自動車事故対策機構による情報提供の充実

相談窓口機能の強化、情報内容の拡充。

③被害者団体活動の支援

被害者家族の活動を積極的に支援(講演会に対する後援等)。

3. 損害賠償の保障の充実

①高次脳機能障害認定システムの充実

損害保険料率算出機構内に検討会を設置し、客観的な立場の専門家の意見を踏まえつつ、平成15年の見直しから2年以上経過した認定システムに係る問題の有無等について検討。

②政府保障事業の運用変更

政府保障事業の運用について、重過失(7割以上の過失)の場合に限って減額するなど、被害者救済の観点から、可能な限り自賠責保険と同様なものに変更し、損害てん補を充実する。

4. その他

①診療報酬基準案の全国的な普及

引き続き診療報酬基準案の全国的な浸透を図る。

②自賠責保険の保険金限度額の検証

重度後遺障害者等の総損害額の実態を調査し、限度額の現行水準が適切か検討する。

③自賠責保険金の支払適正化措置等

国土交通省における審査体制等の強化、紛争処理機構の審査体制の充実を図る。

④「親亡き後問題」の解決を含む重度後遺障害者の生活支援に関する議論等

実態把握に努めるとともに、実現可能な生活支援の方策について、財源に十分に配慮しつつ関係者と真摯に議論を継続する。

4. 今後の事故発生防止対策の見直しの方向性

事故発生防止対策の効率的推進

ドライバーの安全運転が確保されるよう、交通政策審議会(技術安全WG)等により得られた安全対策の新たな方向性を踏まえ、不断の見直しを行い、重点化に努める。

5. 引き続き検討を要すべき課題

・救急治療の支援 ・無保険車対策

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」
委員等名簿

| | | |
|--------|-------------|---------------------------|
| 座長 | 山下 友信 | 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 |
| 委員 | 赤塚 光子 | 立教大学コミュニティ福祉学部教授 |
| | 石井 正三 | 日本医師会常任理事 |
| | (土屋 隆) | |
| | 上原 寿幸 | 全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長 |
| | 海野 孝 | (社) 日本自動車会議所理事 |
| | (泉川 正毅) | |
| | 應地 正彦 | (社) 日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長 |
| | 加藤 裕治 | 全日本自動車産業労働組合総連合会会長 |
| | 桑山 雄次 | 全国遷延性意識障害者・家族の会代表 |
| | 古笛 恵子 | 弁護士 |
| | 玉置 和宏 | 毎日新聞論説室顧問兼論説委員 |
| | 戸川 孝仁 | 全国交通事故遺族の会副会長 |
| | 徳永 文一 | 読売新聞東京本社論説委員 |
| | 西崎 哲郎 | 前中央省庁等改革推進本部顧問 |
| | 福井 康子 | 都市経済研究所主任研究員 |
| 福田 弥夫 | 日本大学法学部教授 | |
| 藤村 和夫 | 筑波大学法科大学院教授 | |
| 堀野 定雄 | 神奈川大学工学部助教授 | |
| オブザーバー | 近江悌二郎 | 自賠責保険・共済紛争処理機構専務理事 |
| | 志岐 宏 | 損害保険料率算出機構常務理事 |
| | 中山 寛治 | 自動車事故対策機構理事 |
| | 若林 健吾 | 厚生労働省社会・援護局障害健康福祉部企画課長補佐 |

(カッコ内は前任者・敬称略・五十音順)

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」
を踏まえた平成19年度予算案について

1. 療護センター機能の委託

現在、全国4カ所（千葉・東北・岡山・中部）に設置されている療護センターの空白地域解消のため、その機能を一般病院への委託形式により展開し、療護センターに入院できない地域の遷延性意識障害者の専門的治療、介護の機会を確保する。

○予算額 8,429百万円（自動車事故対策機構運営費交付金）の内数

2. 介護料の支給対象品目等の見直し

独立行政法人自動車事故対策機構が平成17年度に重度後遺障害者世帯に対して行った介護費用に関する実態調査結果を踏まえ、使用率並びに自己負担額の高かった、①紙オムツ②尿とりパッド③吸引用カテーテルの3品目を介護料支給対象品目に追加する。

○予算額 3,050百万円（自動車事故対策費補助金）

3. 短期入院協力病院の拡充

平成18年10月末に、新たに10病院（計42病院）を追加指定し、平成18年度中には各都道府県に1以上の協力病院の指定ができるよう取り組むとともに、更なる協力病院の増加を促進するため、協力病院に対する助成の拡充を図る。

○予算額 150百万円（自動車事故対策費補助金）

4. 政府保障事業における運用の変更

政府保障事業の運用のうち自賠責保険・共済と異なるものについて、可能な限り自賠責保険・共済に近い損害てん補が行われるよう、重過失減額の採用等を行う。

○予算額 6,154百万円（保障費）

5. 自動車事故発生防止対策の充実

自動車事故発生防止対策を一層充実させるため、大型トラックの事故被害軽減に有効な衝突被害軽減ブレーキ（ASV）の早期普及を図るための補助制度を創設する。

○予算額 413百万円（自動車事故対策費補助金）